

予防接種の種類と健康被害に対する救済措置

予防接種の種類	予防接種法による接種(定期の予防接種)		予防接種法によらない接種(任意の予防接種)
法的根拠	○		×
実施主体	市町村		本人(医療機関と個人の契約)
対象疾病	【A類疾病】 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)	【B類疾病】 インフルエンザ (高齢者に限る)	おたふくかぜ、水痘、B型肝炎(母子感染予防対策事業以外の対象者)、A型肝炎、ウイルス病
	政令で定められた対象疾病と対象者に対し、期日を決めて行う		
接種費用	市町村が負担(本人からの実費徴収が可能)		本人負担が原則
予防接種を受ける努力義務	○	×	×
救済の種類	市町村による給付(県・国の補助あり)		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済
健康被害の 原因	適正目的 適正使用	○	○
	不適正使用(接種行為等の過誤)	○	×
費用負担	国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4 (市町村が進達)		製薬企業等(本人が申請)
給付金額例	障害年金:4,860,000円(年額・1級障害者) 死亡一時金:42,500,000円	障害年金:2,700,000円(年額・1級障害者) 遺族年金:2,361,600円(年額) 遺族一時金:7,084,800円	【定期B類】に準ずる

健康被害の救済